利用者負担上限額管理







(平成21年4月及び10月からの上限額管理事務に関する 一部制度変更の内容が盛り込まれています)

平成21年10月

神奈川県保健福祉部障害福祉課

※ このマニュアルは神奈川県における標準的な事務手続きを示したものであり、 市町村により取り扱いが異なる場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

利用者負担上限額管理 事務マニュアル 更新履歴

V (バージョン) 1.0

Ļ

V1.1(V1.0から誤字脱字のみ修正。内容には変更無し)

↓

V2.0(変更箇所は以下の通り)
 ・ 表紙及び中表紙の誤字修正

 ・
 日次にページ番号を一部記載
 P10~12 「はじめに~」を追加 ・ P13 上から2行目「エクセルシートは県から別途掲示します」という 文言を既に掲示済みのため削除 · P22 ポイント10を追加 ・ P24 最終行※「平成19年9月現在」という文言を削除 P30 上限額管理加算を算定する場合の「利用者負担上限額管理結果」 の記載について、説明を追加 ・ P30 ポイント12を追加。またポイントを追加したことでP30、31の レイアウトが変更になっています · P37 ポイント15を追加 · P43 ポイント16を追加 ・ P44 ポイント17、記入例P45、46を追加 ・よくある質問にQ7、Q8、Q9を追加

×
V3.0 (変更箇所は以下の通り)
・マニュアル表紙及び中表紙のバージョン番号をv2.0→v3.0に変更
 ・ 目次記載のページ番号を一部変更
• P26、31、35、38、41、43、47 上限額管理事務支援シートのバ
ージョンアップに伴い、画像を上限額管理事務支援シート(v2.0)に変
更更
• P27 ポイント11(上限額管理事務支援シート(v2.0)の使い方)を
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
・ P28、29 上限額管理事務支援シートの変更点を説明
・ P31 上限額管理事務支援シート(v2.0)の変更に伴い、説明を変更
・ P32 上限額管理事務支援シート(v2.0)の変更に伴い、ポイント12
の説明を変更
 ・よくある質問にQ10、11、12、13、14を追加
×
\downarrow
<u></u>
V4.0(変更箇所は以下の通り)
・マニュアル表紙及び中表紙のバージョン番号をv3.0→v4.0に変更

- ・ 目次記載のページ番号を一部変更
- ・ 簡易入力システムのバージョンアップに伴い、画像を変更
- ・ P3 平成21年10月サービス提供分からの上限額管理事務の一部簡素化 により、一部説明を変更
- ・ P5 平成21年4月サービス提供分からの上限額管理加算の算定方法の一 部変更により、一部説明を変更
- ・ P6 市町村単独軽減の内容について、新しい内容に修正
- ・ P24 上限額管理事務支援シートのバージョンアップに伴い、使い方を 追加
- ・ P31 平成21年4月サービス提供分からの上限額管理加算の算定方法の 一部変更により、一部説明を変更
- ・ P39 平成21年4月サービス提供分からの上限額管理加算の算定方法の 一部変更により、参考を追加

・よくある質問を平成21年4月以降の内容に一部変更

利用者負担上限額管理 事務マニュアル(V4.0) 目次

- 1 上限額管理とは(P1~)
 - 1. 上限額管理とは
 - 2. 上限額管理のながれ
 - 3. 上限額管理に関する日程
 - 4. 利用者負担上限額管理加算の算定について
 - 5. 平成 21 年 7 月以降の障害福祉サービスの利用者負担に係る市町村単独軽減に ついて
 - 6. 上限額管理者になる優先順位
 - 7. 利用者負担上限額管理事務のまとめ
- 2 上限額管理に係る計算および帳票の記入(P10~)
 - 0. はじめに
 - 1. 利用者負担額一覧表の作成(P13~)
 - 1-(1)関係事業所が当該利用者に対して1種類のサービス提供をした場合
 - 1-(2)関係事業所が当該利用者に対して複数種類のサービスを提供した場合
 - 1-(3)関係事業所が就労継続支援 A 型事業所であり、A 型減免を実施している場合
 - 1-(4)市町村単独軽減により、国基準の利用者負担月額が引き下げられている場合
 - 2. 利用者負担上限額管理結果票の作成(P26~)
 - 2-(1)上限額管理事業所のみで利用者負担上限月額を超えた場合 【平成21年9月サービス提供分まで】
 - 2-(2)上限額管理事業所のみで利用者負担上限月額を超えた場合 【平成 21 年 10 月サービス提供分以降】
 - 2-(3)上限額管理事業所及び関係事業所間で利用者負担額の調整が必要な場合
 - 2-(4)利用者の負担上限月額に市町村単独軽減が設定されている場合
 - 関係事業所と上限額管理事業所が「利用者負担上限額管理結果票」と「上限額 管理事務支援シート(市町村単独加算対応版)」から「介護給付費・訓練等給付 費明細書」を入力する方法
 - 3-(1)国基準の利用者負担上限月額:1,500円、利町村単独軽減による負担上限月 額:0円の例
 - 4 参考
- 3 上限額管理に関する帳票見本(P45~)
 - 1. 利用者負担額一覧表
 - 2. 利用者負担上限額管理結果票
- 4 上限額管理に関するよくある質問(P47~)





G





1 利用者負担の上限額管理事務はなぜ必要なのか

障害者自立支援法の障害福祉サービスに係る利用者負担については、利用者の負担 軽減を図る観点から、障害福祉サービスの支給決定を受けた障害児者の(以下「支給 決定障害者等」という。)の所得等の状況に応じて負担上限月額を設けることとしてお り、支給決定障害者等は、当該負担上限月額を越えて利用者負担を支払う必要がない こととしています。

これに伴い、支給決定障害者等のうち一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を 超過することが予測される者については、当該支給決定障害者等の利用者負担の上限 額の管理が必要になります。

2 「利用者負担上限額管理」とは

支給決定を受けた障害者等のうち、一月あたりの利用者負担額が、設定された負担 上限月額を超過することが予測される者について、サービス事業者が利用者負担上限 額管理者となって、支給決定障害者等の利用者負担額の上限額管理事務を行うことを いいます。

3 利用者負担上限額管理の対象利用者とは

利用者負担額の上限額管理の対象利用者(以下「上限額管理対象者」という。)とは、 支給決定障害者等のうち支給決定時に定率負担が利用者負担上限月額(以下「負担上 限額」という。)を超える可能性があるものとして市町村が認定した者で、同一月にお いて複数のサービス事業所(事業所番号が異なるものに限る。月の途中で利用するサ ービス事業所を変更した場合を含む。)からサービスを利用する利用者のことをいいま す。

(「平成21年10月からの介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」より一部引用)



A

 上限額管理対象者に対して、支給決定市区町村(又は児童相談所)は「利用者負担上 限額管理事務依頼(変更)届出書」を発行します。



2 上限額管理対象者となった利用者は、上限額管理を行なう事業所を決定し、上限額管理を受諾した事業者(以下「上限額管理事業所」という。)は「利用者負担額上限額管理 事務依頼(変更)届出書」を利用者とともに記入し押印します。



3 利用者は上限額管理事業所とともに記入した「利用者負担上限額管理事務依頼(変更) 届」を、支給決定市区町村(又は児童相談所)へ提出します。



4 上限額管理事業所は、関係事業者(当該利用者へサービス提供は行うが上限額管理は 行わない事業所のことをいいます)から提出される「利用者負担額一覧表」により「利 用者負担上限額管理結果表」を作成し各事業者へ通知します。



5 上限額管理事業所および関係事業所は、上限額管理後の利用者負担により請求を行な います。 //



3. ~上限額管理に関する日程~

1 関係事業所は「利用者負担額一覧表」を作成し、上限額管理事業所へ提出します。 →原則『サービス提供月の翌月3日』までに提出



2 上限額管理事業所は、関係事業所から利用者負担額一覧表を受け取った後「利 用者負担上限額管理結果票」を作成し、関係事業所へ提出します。

→ 原則 『サービス提供月の翌月6日』 までに提出



- ※ 土日や祝日を含む場合は、事業所間で連絡を取り合い、お互いに不都合のな いように書類の提出を行います。
- 3 上限額管理事業所及び関係事業所は「利用者負担額上限額管理結果票」をもとに 請求明細を作成し、伝送請求します。

→ 『伝送請求はサービス提供月の翌月 10 日』までに行う





~利用者負担上限額管理加算の算定について~

1 利用者負担上限額管理加算とは

利用者負担合計額の管理を行った場合、利用者負担上限額管理加算として、1人1 か月あたり150単位の加算を算定します。

2 利用者負担上限額管理加算を算定する際の留意点

上限額管理事業所が上限額管理対象利用者の負担額合計額の管理を行った場合に加 算を算定します。

ただし、次の場合には算定ができません。

- (1) 上限額管理事業所の利用しかない場合
- (2) 上限額管理事業所が次のサービス種類の事業所である場合
 - ・療養介護
 ・共同生活介護
 ・障害者支援施設(施設入所支援)
 - ・旧法施設(入所)
 ・共同生活援助
 ・重度障害者等包括支援
- ※ 21年4月の報酬改定により、以下の点に変更がありました。
- (1) 短期入所事業所も「上限額管理加算」が算定可能になった
- (2) 関係事業所の利用があれば、一月の合計額が利用者負担上限月額の超過を問わ ずに、「上限額管理加算」が算定可能になった



3 指定相談支援事業所における利用者負担上限額管理をした際の報酬

指定相談支援事業所が、サービス利用計画作成対象者に対して指定相談支援(利用 者負担上限額管理を含む)を行った場合1000単位を算定する。

利用者負担上限額管理を行うが、指定相談支援の基準を満たさない場合は所定単位 は算定せず、所定単位に代えて、1月につき150単位を算定する。

自治体名	軽減の対象者	軽減の対象サービス	軽減内容の概要	地域生活支援事業との関係	備考
横浜市	旧法入所施設入所者 (通勤寮を含む)及び 障害者支援施設入所者 以外で、世帯が市民税 非課税の者	全ての訪問サービス 短期入所 全ての日中サービス 居住系サービスのう ち、グループホー ム、ケアホーム	●低所得1および低所得2とも0円 (上限)	介護給付費等との総合上限 を設定	H18. 4から実施
川崎市	通所サービス利用者 (就労系サービス)	就労継続支援事業 就労移行支援事業	●就労系サービス事業所(別途川崎 市が定めた基準を満たす事業所)の 利用者・・0円	日中一時支援のみ、介護給 付費等との総合上限を設定	
鎌倉市	旧法入所施設入所者 (通勤寮を含む)及び 障害者支援施設入所 者、グループホーム、 ケアホーム利用者以外	全ての訪問サービス 短期入所 全ての日中サービス	 ●低所得2で障害基礎年金1級受給者・・5,000円(上限) ●低所得2で上記以外・・8,000円 ●課税世帯(市民税所得割6万未満)・・8,000円(上限) ●課税世帯(市町村民税28万未満)・・18,600円 	介護給付費等との総合上限 は設定なし。地域生活支援 事業の上限額は国の軽減後 の額を適用している	国基準による上 限額が市単基準 より低い場合は 国基準を上限額 とする
藤沢市	介護給付費等受給対象 者(現行の制度を継 続)	全ての介護給付費等 受給者	●低所得 1 で上限が15,000円の場合 →10,000円 ●低所得 2 で上限が24,600円の場合 →21,600円	介護給付費等との総合上限 は設定なし	国基準による上 限額が市単基準 より低い場合は 国基準を上限額 とする
相模原市	旧法入所施設入所者 (通勤寮を含む)及び 障害者支援施設入所者 以外	全ての訪問サービス 短期入所 全ての日中サービス 居住系サービスのう ち、グループホー ム、ケアホーム	 ●低所得1 ・2,500円(上限) ●低所得2 ・5,000円(上限) ●一般世帯(所得税非課税) ・5,000円(上限) ●一般世帯(10万円未満) ・9,300円(GH、CHのみ) 	介護給付費等との総合上限 を設定 (移動支援事業については 一般の所得税非課税世帯に 属する者・低所得2・低所 得1・生活保護は利用者負 担なし)	国基準による上 限額が市単基準 より低い場合は 国基準を上限額 とする

介護給付費・訓練等給付費等に係る利用者負担の独自軽減(概要のみ記載しています。詳細は各自治体にお問合せください)

6

5.

※ 上記以外にも各市町村で単独軽減や加算等を行っている場合があります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

※ 「総合上限」とは、介護給付費等と地域生活支援事業の利用者負担額を共通の利用者負担上限月額で管理することをいいます。ただし、介護給付費等の利用者負担 額の算出が優先されます。

D

6. ~上限額管理者になる優先順位~

1 上限額管理者になる優先順位

利用者負担の上限額管理を行う上限額管理事業所は、提供されるサービス量、 生活面を含めた利用者との関係性、サービス管理責任者の配置の有無や事務処 理体制等を総合的に勘案し、以下の順序とされています。

- (1) 居住系サービス
- (2) 相談支援事業所
- (3) 日中活動系サービス
- (4) 訪問系サービス
- (5) 短期入所



※ 基準該当事業所は、上限額管理加算を算定できる上限額管理者にはなりません。

- 2 上限額管理者の決定方法
 - (1) 居住系サービス事業者、指定相談支援事業者は利用者負担上限額管理が業務の一環として位置づけられていることから、上限額管理対象者が当該事業所のサービスを利用している場合、必ず上限額管理者になります。
 - (2) 上限額管理対象者が、居住系サービスを利用しておらず、複数の日中系 サービス事業者からサービス利用している場合は、原則、サービス利用契約 の多い事業所が上限額管理者となります。
 - (3) 上限額管理対象者が、居住系サービス、日中活動系サービスを利用してお らず、複数の訪問系サービス事業者からサービス利用している場合は、原則、 サービス利用契約の多い事業所が上限額管理者となります。
- 3 月途中に入退所(居)があった場合の取り扱い

施設や共同生活介護、共同生活援助事業所への入退所(居)など、上限額管理者が変わる場合は、原則として、月末時点で上限額管理者となる事業所が上限額管理を行います。

ただし、月後半に退所(居)があった場合など、異動の時点や態様によって は、異動前の上限額管理者が当該月の上限額管理を行うことが事務処理上円滑 である場合も想定されるため、異動前の上限額管理者が上限額管理を行うこと としても差し支えありません。

[●] 次のページでは、上限額管理者になる優先順位を利用者が利用するサービス種類に注目し、フロー チャートで示してあります。

~上限額管理者になる優先順位(フローチャート)~









受給者証に「上限額管理対象者」に「該当」となっている場合は、簡易入力システム で受給者情報に上限額管理対象者である情報を入力する必要があります。以下にその手 順を示します。詳しくは「電子請求受付システム 操作マニュアル(簡易入力/障害福 祉サービス編)を参照して下さい。

①「メインメニュー」の「基本情報設定」をクリックします。



②「基本情報設定」の中で「市町村情報入力」をクリックし、必要事項を入力します。(②の作業は上限額管理対象者であるかに関わらず行う作業です。)



■障害福祉サービス ファイル(E) バー	ス 電子請求受付システム(簡易) -ジョン(2)	入力)- 市町村情報保守			<u> </u>
	戻る	行追加	行削除		
市町村情報	6				※は必須入力項目
証記載 <mark>※</mark> 市町村番号	市町村名(カナ)	市町村名(漢字) ※	市町村 郵便番号 (ハイフン無し7桁)	市町村住所(カナ)	市町村住所(漢字)
141002	(FALEE	横浜市	2310017	ヨコハマシナカクミナトマチ1ー1	横浜市中区港町1-1
141044	ヨコハマシナカク	横浜市中区	2310021	ヨコハマシナカクニホンオオト * オリ35	横浜市中区日本大通35
141143	ヨコハマシセヤク	横浜市瀬谷区	2460021	ヨコハマシセヤクフタツハ゛シチョウ190	横浜市瀬谷区二ツ橋町190
141309	かりサキシ	川崎市	2108577	カワサキシカワサキクミヤモトチョウ1パ゙ンチ	川崎市川崎区宮本町1番地
141317	かりサキシかりサキク	川崎市川崎区	2108570	カワサキシカワサキクアス゛マタ゛チョウ8N゙ンチ	川崎市川崎区東田町8番地
142125	774'9	厚木市	2438511	アツキ シナカチョウ3-17-17	厚木市中町3-17-17
144014	ፖብክፓマቻ) Juli U	2430392	アイコウク ンアイカワマチカクタ 251 ハ ンチ1	愛甲郡愛川町角田251番地1
			横浜市内、 構都で、市	川崎市内の区から支給決 町村単独軽減の対象者であ 「市」の情報も入力して下 市町村の場合は支給決定市 入力が終了したら「登録」 てください。	R定を受けている利 ある場合は「区」の さい。 5町村の情報を入力 し、基本情報設定

③「基本情報設定」の中で「受給者情報入力」をクリックし、必要情報を入力します。



1. 利用者負担額一覧表の作成

(作成者:関係事業所)

- 1 「利用者負担額一覧表」は簡易入力システムでは作成及び印刷ができません。そのため、各 関係事業所でエクセルシート(P44参照)に直接記入する必要があります。
- 2 「利用者負担額一覧表」には簡易入力システムの操作画面「介護給付費・訓練等給付費等明 細書集計情報」画面に必要項目を入力し、自動算出された額及び各関係事業所で計算した額 を記入します。
- 3 利用者負担上限月額に市町村単独軽減により、国基準の上限額よりもより低い上限額が設定 されている場合も、<u>関係事業所は国基準の上限額に基づいて</u>「利用者負担額一覧表」を作成 します。
- 4 「介護給付費・訓練等給付費等明細書」の入力方法は、「電子請求受付システム 操作マニュ アル(簡易入力/障害福祉サービス編)」を参照してください。

ポイント
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 つ
 ・
 ・
 ・
 ・
 の
 ・
 の
 利用者負担上限月額
 と
 、
 市町村単独軽減による利用者負担上限月額
 について
 ・
 について
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・
 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

 ・

受給者証の「利用者負担に関する事項」欄又は「特記事項」欄等に記載がありますので ご確認ください。不明な場合は市町村にお問い合わせください。



1-(1) 関係事業所が当該利用者に対して1種類のサービス提供をした場合の「利用者負担額一覧表」の記入の方法

【手順】

- 1 簡易入力システムで「介護給付費・訓練等給付費等明細書」を入力し、集計情報画面を 開きます。
- 2 集計情報画面の①~⑤を「利用者負担額一覧表」の①~⑤にそれぞれ転記します。
- 3 日付やその他必要な項目を記入すれば「利用者負担額一覧表」は完成です。





「上限月額調整」欄には「利用者負担上限月額①」と「利用者負担額②」のうちいずれか 低い額が自動算出されます。

例1では、「利用者負担上限月額①(37,200円)」よりも「利用者負担額②(4,039円)」が 低いため、「上限月額調整」欄に「利用者負担額②(4,039円)」と同じ額が自動算出されま す。



●●「介護給付費・訓練等給付費明細書」の集計情報画面の「利用者負担上限月額①」欄について●●

簡易入力システム「介護給付費・訓練等給付費明細書」画面の「利用者負担上限月額①」 欄は国基準の上限額が表示されます。

「利用者負担上限月額①」は、簡易入力システムの「メインメニュー」→「基本情報設定」 →「受給者情報入力」画面で「利用者負担上限月額」を入力する際に国基準の利用者負担上 限月額を入力すれば自動的に反映されます。市町村単独軽減による上限額は入力しないよう にご注意ください。

5

ポイント 4 ′○○。●●「市町村番号」欄について ●● 受給者証に市町村番号が記載されてありますので転記して下さい。

ポイント ○○。●●関係事業所が簡易入力システムで「介護給付費・訓練等給付費明細書」を登録 する場合 ●●

関係事業所が「利用者負担一覧表」を作成する段階で「介護給付費・訓練等給付費等明細 書の集計情報画面」を「登録」する場合、以下のような確認画面が表示されることがありま す。上限額管理事業所から提出される「利用者負担上限額管理結果票」をもとに必要項目を 入力すると確認画面は消えますので、それまでは「一時保存」しておきます。

入力した内容が不完全です。 入力作業を一時中断して情報を保存しますか?
一時保存 キャンセル エラー表示
種別 内容
エラー ⑥管理結果を入力してください。
エラー ②管理結果額を入力してください。
エラー ◎請求額集計情報の上限額管理後利用者負担額が入力されてい
◎が表示されているエラーは、 画面上の該当項目の背景色を変更しています。 非表示

1-(2) 関係事業所が当該利用者に対して複数種類のサービスを提供した場合の「利用者負担額一覧表」の記入の方法

【手順】

- 1 簡易入力システムで「介護給付費・訓練等給付費等明細書」を入力し、集計情報画面を 開きます。
- 2 集計情報画面の①~③を「利用者負担額一覧表」の①~③にそれぞれ転記します。
- 3 「総費用額」を計算し「利用者負担額一覧表」へ記入します。(計算方法はポイント6参 照)
- 4 「利用者負担額」を計算し「利用者負担額一覧表」へ記入します。(計算方法はポイント 8参照)
- 5 日付やその他必要な項目を記入すれば「利用者負担額一覧表」は完成です。

1例 2 バージョン№	
① 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)集計情報 提供年月 平成日本日本日本月 7月分 事業所名 受給者証鑑号 99999999999 川崎市川崎区	情報照会
	登録
利用者負担上限月額① 9,300円 利用者負担上限額 指定事業所番号 1410000000 管理結果 管理結果額 円 就労雑誌支援A型減免対象者 無し 管理事業所 A上限額管理事業所 人工 日	クリア
請求額集計	削除
No・ 3 サービス種類 ・ サービス利用日数 日 給付単位数 単位単位数単価 P/季位	戻る
	明編へ(2/4)
内全域地域1014月268 日 回星後1014月268 日 正確認知道1014月268 日 決定利用者負担額 円 請求額給付費 円 請求額特別対策費 円 自治体助成分請求額 円 <	合計へ(4/4)
選択 サー ビス 単点 助用 下 新合付 単位数 単位 単位数 単位 単位 給付 準値 利用者 単位数 利用者 算想 量 小用者 算想 調整 減免後 調整 成免額 調整後 利用者 負担額 上限額 時用者 則用者 負担額 請求額 自治体 助成分 請求額 選択 No 第二 中 下 第二 単位数 単位 単価 新用 着 利用者 自 担額 減免後 自 担額 調整 負担額 1 計用者 自 担額 計用者 自 担額 計用者 自 担額 計用者 自 担額 計用者 自 担額 1	明細追加明細修正
1 11 30 7,620 10.600 90 80,772 72,694 8,078 8,078 8,078 8,078 72,694 2 24 15 3,744 10,600 90 39,686 35,717 3,969 1,222 1,222 38,454	-916ШП1195
③ 「利用者負担額一覧表」の「総 費用額」を計算する際に必要と なります。 「利用者負担額一覧表」の「利 用者負担額」を計算する際に必要と なります。	明細クリア

'○○。 ●●「利用者負担額一覧表」の「総費用額」の計算方法 ●●

介護給付費・訓練等給付費等明細書の集計情報画面に自動算出されるサービス種類ごとの 「総費用額」を合計した額が「利用者負担額一覧表」の「総費用額」になります。 この例では、80,772+39,686=120,458 となります。

ポイント

○○。●●介護給付費・訓練等給付費等明細書の集計情報の「調整後利用者負担額」の 計算方法 ●●

- 1 介護給付費・訓練等給付費等明細書の集計情報画面に自動算出されるサービス種類ご との「上限月額調整」欄を確認します。この欄にはサービス種類ごとに「利用者負担 上限月額①」と「利用者負担額②」のうちいずれか低い額が自動算出されます。(ポイ ント2参照)
- 2 介護給付費・訓練等給付費等明細書の集計情報画面の No1 のサービス種類の「調整 後利用者負担額」欄に、No1 のサービス種類の「上限月額調整」と同じ額を入力しま す。

例2では、No1のサービス種類の「調整後利用者負担額」欄に、「上限月額調整」と同じ8,078円を入力します。

3 複数種類のサービスを提供した場合は、No1、No2…の「上限月額調整」欄の合計額が「利用者負担上限月額①」より高いときは、No2 のサービス種類の「調整後利用者負担額」は「利用者上限月額①」から No1 のサービス種類の「調整後利用者負担額」を引いた額を入力します。

例 2 では No1、No2 の「上限月額調整」欄の合計額が 8,078+3,969=12,047 となり「利用者負担上限月額①」よりも高いことになります。

そこで、「利用者負担上限月額①」が 9,300 円なので、 9,300-8,078=1,222 「1,222」が No2 のサービス種類の「調整後利用者負担額」になります。

複数種類のサービスを提供した場合で、No1、No2…の「上限月額調整」欄の合計額 が「利用者負担上限月額①」より低い場合は、「調整後利用者負担額」欄は使用しません。

4 提供したサービス種類が2種類以上あり、「上限月額調整」欄の合計が「利用者負担 上限月額①」より高い場合は、サービス種類ごとに上記3の手順を繰り返し、額がマ イナスになる場合は「0(ゼロ)」を入力します。

この計算によって、一事業所内での利用者負担額が利用者負担月額上限を超えない ことになります。「調整後利用者負担額」をすべて合計すると、必ず、「利用者負担月 額上限」より「低い」か「同じ」になります。 ポイント
 ●●「利用者負担額一覧表」の「利用者負担額」の計算方法 ●●
 ポイント7で算出したサービス種類ごとの「調整後利用者負担額」を合計した額が「利用
 者負担額一覧表」の「利用者負担額」となります。
 例2では、No1のサービス種類(居宅介護)の「調整後利用者負担額」が8,078 円
 No2のサービス種類(短期入所)の「調整後利用者負担額」が1,222 円なので、
 8,078+1,222=9,300 となります。

複数種類のサービスを提供した場合で、No1、No2…の「上限月額調整」欄の合計額が「利 用者負担上限月額①」より低い場合は、「調整後利用者負担額」欄は使用しませんので、「上 限月額調整」欄の合計した額が「利用者負担額一覧表」の「利用者負担額」となります。



【注意!】

現在の簡易入力システム「介護給付費・訓練等給付費等明細書の集計情報画面」の明細表示部が、自動的にサービス種類コードの数が小さい順に並び変わってしまうことが発見されました。

しかし同一事業所内で複数のサービス種類を提供した場合の、利用者負担額の徴収の順序は、 「居住系サービス」→「日中活動系サービス事業所」→「訪問系サービス」→「短期入所」とな りますのでポイント7の計算を行う際はご注意ください。

ファ	イル(E)	バージ	⊅⊴ン⊘	I.																
	提供 ⁴	₹月	平成	21 年	7月	分	介護給付 <mark>事業所名</mark>	費・訓練 <mark>; </mark> かな	等給付 がわ福	費等明細 社会 5隣	唐(様式 語福祉)	第二) サービス	集計情報 、事業所	6					情報照会]
受助	給者詞	正番号	999	999999999	川崎	i It	なこ		障害児	しましん しょうしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん し	1. 1	02	は田地	市 ^田 101	町村名 芳 縄 親 3	↓││崎市	〕 ● 第 看		24.93	ī
(F)				50	0.0	00.00						4100000			但源	免措置	実施			4
不就多	り用者。	貝担工 支援 A型	P民用名 【源免实	與U I象者 無	8,3 にし		利用者	損担上N 理事業所	関目	正爭耒川 上限額管	「番ち ! 「理事業所	4100000 沂	00 8.1	師未		出始未知	识		クリア	
									詰	、龙灾百生言	1								削除	1
		No.		4		サ	ービス種類	類											=	╢
	サー	ビス利	用日数	文		日	給	付単	位数			単位	[単	位数	(単1	Ξ		円/旱位	長る	
H	給 客 世	(竹) 発し	≛ 2	率 <u>、</u>	90	山/100 田] 総	 限月額	調整。	_		<u>円</u>	給付 △刑	率に基 減毎事3	つく請求 業者減金	客見 家有	_			ח
A?	<u>町 田</u> 型減免2	者員	白新	<u>ष</u> तन्त्राज्य	L	- 1 J	<u>(00</u> 毎 紙 っ		<u>ない数)</u> 負担額			一 円	上限	源管理後和	川用者負担	目額		円	-710- 3(2747	4
	決定	利し	ヨ 勁 ー ド	の数が	二した	い	1 重短 ー	見給	付費			円	請	求額特別	別対策費			۳	合計へ(4/4)	
		₹ ₽)	- び変	シゑれわって	しま	5	/k,r⊂⊥⊥ !													ī
						-			:基づく	⊢ß₽	A型	減免 	調率約余	上限額	決定	請求	< ▼ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	自治体	明細追加	IJ
選 択	No.	種類コー	7	一口数	- <u>教</u> 単価	11 率	総費用額	請求額	利用者 負担額	苚額 調整	事業者	減免後 利用者	約用者 負担額	管理後 利用者 自由類	利用者負担額	給付費	特別	助成分 諸求額	明細修正	
		F A							0		17.7 BBA	貝担額		A 15-98			- 146		明細削除	1
┣┣	1	11 99	30	7,620	10.600	90	80,772	72,694	8,078	8,078			1,841		1,841	78,931 67129				╢
	3	24	15	3,744	10.600	90	39,686	35,717	3,969	3,969			0		0	39,686			明細クリア	J
													7							
													1	\						
														\backslash						
						/	[∄⊞∄	みんり 工山	<u> </u>	소 누미 슌	<u>к</u> , <i>у</i>	当体	1 11			子仙山		国中が	<	
					(「詞の」	を俊利	用有り	貝担る フィー	則」 ど ゝ「ロ	'計昇 山浜:	し利F 動玄斗	日右月 トーレ	1担観 *フ車	を倒り	メする)順庁は 「計明る		
							「石口	「ス」	$\rightarrow \lceil 4$	へ」 河期 7	~ 「 口 (所 」	て位	動示: りすっ	ナのて	・ハヂ 『ポイ	末 //」 ント ′	、 7 の計	の回示 笛を行		
							う際に	まご注	。 意く7	ごさい)	<u> </u>	× 6 ,	, - , 、	1	- 1	• •> µ	- 77 C 13		
								. —			-									

この例ではサービス種類コード「11(居宅介護)」の調整後利用者 負担額を入力する前に「22(生活介護)」の調整後利用者負担額 を計算しており、正しい状態です。

1-(3) 関係事業所が就労継続支援A型事業所であり、利用者負担額のA型事業 所減免を実施している場合の「利用者負担額一覧表」の記入の方法

【手順】

- 1 簡易入力システムで「介護給付費・訓練等給付費等明細書」を入力し、集計情報画面を 開きます。
- 2 集計情報画面の①~⑤を「利用者負担額一覧表」の①~⑤にそれぞれ転記します。
- 3 日付やその他必要な項目を記入すれば「利用者負担額一覧表」は完成です。



(ポイント 9)

●●「介護給付費・訓練等給付費等明細書」集計情報画面の「減免後利用者負担額」について ●●

就労継続支援A型事業所でA型減免を実施する場合、「A型事業者減免額」を入力すれば、 「上限月額調整」欄の額から「A型事業者減免額」を引いた額が、「減免後利用者負担額」に 自動算出されます。

例3では、「上限月額調整」が1,500円であり、「A型事業所減免額」が1,000円なので、1,500-1,000=500円 となります。



) ○ ●● 就労継続支援 A 型事業所で利用者負担を全額、A 型減免として免除する場合 の入力方法 ●●

全額免除する場合は「A型事業者減免額」に「上限月額調整」欄の額と同じ額を入力します。

ポイント

10

「上限月額調整」欄の額から「A型事業者減免額」を引いた額が、「減免後利用者負担額」 に自動算出されるので、「減免後利用者負担額」は「0(ゼロ)」が自動算出されます。

22

1-(4) 市町村単独軽減により、国基準の利用者負担上限月額よりも低い額が設定されている場合の「利用者負担額一覧表」の記入の方法

- 市町村単独軽減により、国基準よりも低い利用者負担上限月額が設定されている場合も、関係事業所は国基準の上限額で「利用者負担額一覧表」を作成します(「利用者負担上限額一覧表」 を作成するときは、市町村単独軽減による利用者負担上限額は考えません)。具体的な手順は1
 (1)、1-(2)、1-(3)と同様になります。
- 2 市町村単独軽減による利用者負担額は上限額管理事業所により管理され、上限額管理事業所 から提出される「利用者負担上限額管理結果票」と「上限額管理事務支援シート」をもとに簡 易入力システムの「介護給付費・訓練等給付費等明細書」画面に入力すれば、市町村単独軽減 による利用者負担上限月額での請求ができます。具体的な方法は、次のページからの2.「利用 者負担上限額管理結果票の作成」で説明します。

ポイント
 11
 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
 上限額管理事務支援シート v 3.0」の使い方について ●●
 上限額管理事務支援シートについて、平成 21 年 4 月以降の上限額管理加算の算
 定方法の変更によって一部改定を加えました。

- 1 「上限額管理事務支援シート」は市町村単独軽減がない場合(国基準の上限額し か設定されていない場合)と、市町村単独軽減により利用者の月額上限が国基準 の上限額よりも低く設定されている場合(0円の場合も含む)に利用できます。
 - ※ 上限額管理事務支援シート(標準版)

…国基準の上限額だけが設定されている場合使用

※ 上限額管理事務支援シート(市町村単独軽減対応版) …市町村単独軽減がある場合使用

(市町村から上記以外のシートの使用を求められることがありますので、その場合は市町村が指定する シートを使用してください。川崎市の単独軽減には対応していません。)

- 2 「上限額管理事務支援シート」はオレンジ色のセルのみ入力可能です。他のセル には予め計算式が入力されており、自動計算されます。
- 3 「上限額管理事務支援シート」に総費用額等を入力する事業所の優先順位は、上 限額管理事業所→居住系事業所→相談支援事業所→日中活動系事業所→訪問系事 業所→短期入所事業所 となりますので、順番を間違えずに入力してください。
- 4 上限額管理加算の設定があるのは、日中活動サービス(生活介護・児童デイサービス・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援、旧法通所施設)、訪問サービス(居宅介護・重度訪問介護・行動援護)、短期入所です。居住系サービス(施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助、旧法入所施設)、療養介護には上限額管理加算の設定がありません。
- 5(上限額管理事業所が提供したサービスが上限額管理加算の設定のあるサービス種 類の場合)上限額管理事業所は「上限額管理加算を算定の上、上限額管理加算算 定後の総費用額・利用者負担額を入力してください」と表示された場合は「上限 額管理加算算定後」の「総費用額」と「利用者負担額」を入力してください。
- 6 上限額管理加算の設定がないサービス種類であっても「上限額管理加算算定後」 の「総費用額」と「利用者負担額」欄は、算定しない額と同額を入力してください。

- 7 市町村単独軽減が設定されている利用者の場合、上限額管理事業所は関係事業所に に「利用者負担上限額管理結果票」とともに「上限額管理事務支援シート(市町 村単独軽減対応版)」を送付してください。
- 8 「上限額管理事務支援シート」の市町村への提出の要否等については、各市町村 の指示に従ってください。
- 9 市町村単独軽減がある場合で、上限額管理事務について不明点がある場合は、各 市町村にお問い合わせください。

眼額電	管理事務支援	きシート (標準版)	(v3.0)			色のセルのみ入力できます。								
扭	供年月 平成	年月分	1											
受給市区	者証記載 町村番号			上限额管理結果	1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合業額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合業額が、負担上限月額はを超過するため、下記の通り調整した。									
	3 者番号				合 計									
障害	児氏名				用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額							
利用	月者負担 限月額			0		0	0							
憂先順位	事業所番号	事業所名称	サービス 種 類 コード	総費用額	利用者負担額	利用者負担額調整	事業所ごとの 管理結果後 利用者負担額							
1				上限额管理	加算算定前									
上限額 管理者														
2														
3														
4														
5					î									
6														
7														



- 1 「利用者負担上限額管理結果票」は簡易入力システムで作成及び印刷ができます。
- 2 「利用者負担上限額管理結果票」に入力する額を計算する「上限額管理事務支援シート」がありますので必要に応じて使用してください。このマニュアルでは「上限額管理 事務支援シート」を使用した場合の「利用者負担上限額管理結果票」の作成方法を説明 します。
- 3 市町村単独軽減が設定されている利用者の場合、利用者負担上限額(の一部)を「自 治体助成分請求額」に入力する必要があります。しかし関係事業所に提出する「利用者 負担上限額管理結果票」だけでは「自治体助成分請求額」に入力する額が不明であるた め、上限額管理事業所所は、関係事業所に対して「利用者負担上限額管理結果票」とと もに「上限額管理事務支援シート(市町村単独軽減対応版)」を印刷し、一緒に提出し てください。

なお、国基準の利用者負担上限額しか設定されていない利用者の場合は「利用者負担 上限額管理結果票」だけの提出でかまいません。

- 4 簡易入力システムでの「利用者負担上限額管理結果票」の入力方法は、「電子請求受付システム」操作マニュアル(簡易入力/障害福祉サービス編)」を参照してください。
- ※ 川崎市の単独軽減には「上限額管理事務支援シート」が対応できませんので、具体的な上限額管理事務に関しては 川崎市にお問い合わせください。

2-(1)上限額管理事業所のみで利用者負担上限月額(国基準の上限額) を超えた場合<u>【平成21年9月サービス提供分まで】</u>

(市町村単独軽減による上限額設定がない利用者の例)

【手順】

 上限額管理事業所は自分の事業所で当該利用者にサービス提供した分の利用者負担額 を計算します。(関係事業所が作成する「利用者負担額一覧表」と同じ手順で「総費用 額」と「利用者負担額」を計算します。「2 上限額管理に係る計算及び帳票の記入
 1.利用者負担額一覧表の作成」を参照してください。)

※ <u>平成 21 年 4 月から、関係事業所のサービス利用がある場合、上限額管理加算が算</u> 定できるようになりましたので、上限額管理加算も忘れずに計上してください。

- 2 【手順】1で計算した「総費用額」と「利用者負担額」を「上限額管理事務支援シート(標準版)」の①に入力します。
- 3 「上限額管理事務支援シート(標準版)」に関係事業所から提出された「利用者負担 額一覧表」から②を転記し、市町村番号やその他必要項目を入力します。
- 4 「上限額管理事務支援シート(標準版)」で自動算出された結果を簡易入力システムの「利用者負担上限額管理結果票」に入力し、その他必要項目を入力すれば「利用者負担上限額管理結果票」は完成です。簡易入力システムの帳票印刷から「利用者負担上限額管理結果票」を印刷することも可能です。

例4:関係事業所(かなが		
わ福祉会 障害福祉サービ ス事業所)から提出された 「利用者負担額一覧表」	利」	用者負担額一覧表 平成 21 年 8 月 2 日
負担上限月額:9,300円		指定事業所番号 1 4 1 2 3 4 5 6 7 8
A上限額管理事業所 下記のとおり提供します。 <u> 平成 2 1 年 7</u>	殿	住所 (所在地) 横浜市中区日本大通1 事業者 電話番号 045-210-1111 名称 かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所
項番		
市町村番号 1 4 1 3 1 7 受給者証番号 9 9 9 9 9 9 9 氏名	99999	総費用額 1 2 0 4 5 8 利用者負担額 9 3 0 0 提供サービス 2 4 短期/所 総費用類 4 5 8 1 1 居宅介護



2-(2)上限額管理事業所のみで利用者負担上限月額(国基準の上限額) を超えた場合<u>【平成21年10月サービス提供分以降】</u>

(市町村単独軽減による上限額設定がない利用者の例)

平成 21 年 10 月サービス提供分以降、次の場合に該当する時は「利用者負担上限額管理 結果票」の記載が一部省略することが可能になりました。

●上限額管理事業所の利用分のみで、利用者負担上限額に到達した場合 この場合の上限額管理事務の行い方は次の手順の通りです。

【手順】

- 1 上限額管理事業所のみで利用者負担額が負担上限額に達した場合には、上限額管理者 は関係事業所に対し「利用者負担額一覧表」の提出は「いらない」旨を電話、ファック ス等で伝えます。
- 2 「利用者負担上限額管理結果票」は、次のすべてに該当する時に、関係事業所の「総費用額」「利用者負担額」「管理結果後利用者負担額」の入力を省略することができます。
 - ① サービス提供年月が「平成 21 年 10 月以降」であること
 - ② 「受給者番号」が忘れずに入力されていること
 - ③ 「利用者負担上限額管理結果」が「1」であること
 - ④ 関係事業所の「事業所番号」が忘れずに入力されていること

🏭 障害福祉サービス 電子請求受付システム(簡易入力) - 利用者負担上限額管理結果入力				_ 🗆 ×
ファイル(£) バージョン(½)				
① 利用者負担上限額管理 提供年月 < 平成 21 年 10 月分 管理事業所名 A上限額管理事業所	結果票			情報照会
受給者証金号 9999999999 2110崎 はなこ 障害児氏名		市町村名川崎	市川崎区	
情報作成区分 新規 3				登録
利用者負担上限月額 9,300円 利用者負担上限額管理編果 1 ▼1)管理事業別	fで利用者負担額を充当し;	たため、他事業所の利用	月者負担は発生しない。	クリア
2 利用者負担 3 利用者負担	B額の合算額が、負担上限) B額の合算額が、負担上限)	目額以下のため、調整事 目額を超過するため、T	5務は行わない。 「記のとおり調整した。	削除
実績情報		合 計		戻る
(4) 事業所名 (1412345678) かながわ福祉会障害福祉サービス事業所	総費用額	利用者負担額	管理結果後 利用者負担額	
<u> </u>	163,134 円	9,300円	9,300円	
	※利用者負担上限額管理 利用者負担額、管理線 (登録時に自動的に(整結果が1の場合、関係 詰果後利用者負担額はみ)円が設定されます。〉	海業所の総費用額、 、カ不要です。 	明細修正
選択 No. 事業所番号 事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後 利用者負担額	明細力リア
▶ 1 1410000000 A上限額管理事業所	163,13	4 9,300	9,300	-7100 / 9 /
①、②、③、 額」「管理結	 ④の条件がそれ 果後利用者負担 	いえば、「総 旦額」欄の入	費用額」「利 力が省略でき	用者負担 るため、

🄜 障害福祉サービス 電子請求受付システム(簡易入力) - 利用者負担上限額管理結果入力

ファイル	(E) – /š	ージョン─												
提	供年月	平成	21 年	10月分管:	利 理 <mark>事業所名</mark> (A	1用者負担上限額管 上限額管理事業所	锂結	果票					情報	殿殿会
受給	者証番号	- 9 99	9999999	3 ? 川崎	はなこ	障害児氏名				市町村名	川崎	市川崎区		
情	報作成	区分	新規	•									Ť	鍬
利用	者負担上	:限月額	9,30)0 円 <mark>利用者</mark>	自担上限額管理編	<mark>課 1▼</mark> 1管理事	業所で	で利用	者負担額を充当し	,たため、他事業	所の利用	月者負担は発生しない。	2	<u> 17</u>
						2 利用者	負担な	簡の合き まっへ/	算額が、負担上限 第4番が、負担上限	月額以下のため 日報 たわねまる	、調整番	「著務は行わない。	肖	训除
						3 利用者	道祖者	8081 8081	算額加、眞担上哌	月額を超通りつ	75 00 .	下記のとおり調整した。		
				実績情報						合 計			Ē	見る
No.	事業別	所番号			事業所名				総費用額	利用者負担	日客頁	管理結果後 利田老角扣麵		
3					倍加油甲的	8	_		163,134 円	9.1	200 PH	9,300 E	明	追加
	総費用	額	利用	相負担額	利用者負担	友 客頁		L ※利用	用者負担上限額管	<u>-</u> ·理結果が1の場	合、関係	 「 事業所の総費用額、	RES	mézar
		円		円		円		利用	用者負担額、管理	結果後利用者負	担額はフ	力不要です。	918	1)SIL
								(3	登録時に目動的に	10円か設定され	ます。)		明編	瞯除
選択	No.	事業所	譒号		事業	所名			総費用額	利用者負	担額	利用者負担額		
•	1	141000	00000	↓ A上限額管理]事業所			_	163,1	34	9,300	9,300	明祭	017
	2	141234	45678	かながわ福祉	会 障害福祉†	ナービス事業所	ſ			0	0	0		
								~						
						上記の図の	伏創	鼠で	「明細追	加」する	うと、	このように		
						「総費用額」	٢	利利	用者負担額	湏」「管ヨ	里結	果後利用者負		
					4	汨額」が「()	で	自動的にフ	入力されば	ます	が、これで正		
										•/J C N U 0				
					l	しい状態です	0						J	

_ []

(ポイント 12) 000●● 上限額管理事業所と関係事業所との連絡調整 ●●

> 上限額管理事業所のみでは利用者負担額が負担上限額に達しない場合には、上限 額管理者は関係事業所に対し「利用者負担額一覧表」の提出を依頼することになり ますので、上限額管理事業所は関係事業所と毎月連絡を取り合う必要があります。

> また、上限額管理者は、上限額管理事業所のみで利用者負担額が負担上限額に達 した場合でも、「利用者負担上限額管理結果票」等の情報を関係事業所に伝えるこ とを忘れないようにしましょう。

> > 30

2-(3) 上限額管理事業所及び関係事業所間で利用者負担額の調整が必要な場合

(市町村単独軽減による上限額設定がない利用者の例)

平成 21 年 4 月以降、関係事業所の利用がある場合には「上限額管理加算」が算定でき るようになったことから、関係事業所の利用がある場合の「上限額管理結果票」の作成の 方法は2-(1)で行う手順と全く同様になりました。詳しくは2-(1)を参照してく ださい。

例5:関係事業所(かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所)から提出 された「利用者負担額一覧表」												
負担上限額:9,300円	利	用者	負担額一賢	包表						_		
(提供先)						4	☑成 21	年 	: 10	月2	日 ——	,
			指定事業所番号	1	4	1	2 3	4	5	6 7	8	
A上限額管理事業所	殿	事業	住 所 (所在地)			槆	「城市中□	≤日本	大通	1		
		者	電話番号	諸番号 045-210-1111								1
下記のとおり提供します。 			名称	か	itzmi)	わ福	社会 障害	書福社	Ŀサー	ビス事業	業所	
												1
項查		支給》	央定障害者等欄									1
市町村番号 1 4 1 3 0 9		総書	費用額	4 3	2	0 ()		1 1	居宅	介護	1 /
受給者証番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	9 9	利用者	皆負担額	4	3	2 () 提供サー	ービス			/	
氏名 川崎 はなこ												1
	1 / /				1 1		- 7		1 1	1		1
				1/17	<u>の</u> ペ	<u> </u>	い転記	<u>し</u> ま・	d-			
					~ / `	-		$\cup \sigma$	/ 0			

列5から作成した 務支援シート(標	€上限額管理事 ≌準版〕							
L限額管理事務支	援シート (_{標準版}) (v3.0))			色のセル	のみ入力できます。		
提供年月 平成	21 年 7 月分				宿』	梦理結果 栗『要』		
受給者征記載 市区町村番号 母給券発品	414317	-	上現統督理結果	3	1 管理事業 2 利用者負 3 利用者負	所で利用者負担額を充当したた 担額の合算額が、負担上限月割 担額の合算額が、負担上限月割	とめ、他事業所の利用者負担は発 類以下のため、調整事務は行わな 類を超過するため、下記の通り調量	<u>生しない。 い。</u> 犯た。
受給者氏名	川崎 はなこ					合計		
障害児氏名			給費	用額		利用者負担額	管理結果後利用	者負担額
利用者負担 上限月額	9,300		119,	189		11,919	9,300	
優先順位事業所番号	事業所名称	サービス 種類 コード	総費用額	利用者負担額		利用者負担額調整	事業所ごと 管理結果(利用者負担	の 終 額
1 上限額 管理者	A上限額管理事業所		上限額管理 74,399 上限額管理 75,989	加算算走的 7,440 加算算走後 7,599	調整の必	要なし	7,599	
2 1412345678	かながわ福祉会 障害福祉サービス事業所		43,200	4,320	要調整(4	1320円→1701円)	1,701	
2								
エのエ い またい たちとに 作成し ステム「利用者 結果票」 画面 <u> 提供年月 平成 21</u> 受給者証番号 9999999			結果人力 自担上限額「管理」 管理事業所 害児氏名	结果票		市町村名川崎市		「情報照会
情報作成区分 新規 利用者負担上限月額 9,	. 300 円 利用者負担上限額管理約		3 1 管理事業所 2 利用者負担 3 利用者負担	「で利用者負担額を 1.額の合算額が、負 1.額の合算額が、負	を充当した 創担上限月 創担上限月	- ため、他事業所の利用 1.額以下のため、調整事 1.額を超過するため、下	者負担は発生しない。 務は行わない。 記のとおり調整した。	登録 クリア 削除
	実績情報					合 計		戻る
Imposition P未川省万 3				総費用額	Ă	利用者負担額	官理結果後利用者負担額	明細道加
総費用額 円		後 密 四		119,1 ※利用者負担上	89 円 -限額管理	11,919 円 結果が1の場合、関係	9,300円 事業所の総費用額、	7100102710
		1.1		利用者負担額 <i>(</i> 登録時に白	見、管理総 副前的1日の	5果後利用者貝担額は人 1円が設定されます。 >	力不要です。	明細修正
選択 No. <u>事業所番号</u>		所名	•	利用者負担額 <登録時に自 総費	県、管理総 目動的に0 時期額	課後利用者負担額は入 中が設定されます。〉 利用者負担額	カ不要です。 管理結 果 後 利用者負担額	明細修正明細削除

2-(4) 利用者の負担上限月額に市町村単独軽減が設定されている場合

【手順】

 上限額管理事業所は自分の事業所で当該利用者にサービス提供した分の利用者負担額 を計算します。(関係事業所が作成する「利用者負担額一覧表」と同じ手順で「総費用 額」と「利用者負担額」を計算します。「2 上限額管理に係る計算及び帳票の記入
 1.利用者負担額一覧表の作成」を参照してください。)

※ <u>平成 21 年 4 月から、関係事業所のサービス利用がある場合、上限額管理加算が算</u> 定できるようになりましたので、上限額管理加算も忘れずに計上してください。

- 2 【手順】1で計算した「総費用額」と「利用者負担額」を「上限額管理事務支援シート(市町村単独軽減対応版)」の①に入力します。
- 3 「上限額管理事務支援シート(市町村単独軽減対応版)」に関係事業所から提出された「利用者負担額一覧表」から②を転記し、市町村単独軽減よる利用者負担上限月額やその他必要項目を入力します。
- 4 「上限額管理事務支援シート(市町村単独軽減対応版)」で自動算出された結果を簡 易入力システムの「利用者負担上限額管理結果票」に入力し、その他必要項目を入力す れば「利用者負担上限額管理結果票」は完成です。簡易入力システムの帳票印刷から 「利用者負担上限額管理結果票」を印刷することも可能です。

例6:関係事業所(かながわ福祉 会障害福祉サービスセンター)か ら提出された「利用者負担額一覧 表」	利	用者	負担額一賢	氦表	2	平成 21	年	5 8	月	2 日		
国基準の上限月額:1,500円 市町村単独軽減後の上限額:0円			指定事業所番号	1 4	1	2 3	4	5	6	7	8	
かながわ福祉会ケアホーム	殿	事業	住 所 (所在地)		柞	黄浜市中国	3.日本	《大通	1			
下記のとおり提供します。		者 /	電話番号 名 称	かな	がわ福	045-2] 社会 障	10-:	1111 Lサ-	- - ビス	事業所	î	١
же же			史定障害者等欄)
市町村番号 1 4 1 0 4 4 受給者証番号 1 2 3 4 5 6 7 8 氏名	99	総計	費用額 1 皆負担額	1 0 9	2	9 0 提供サ・	-ビス	1	1	居宅介言		
関係 準の ださ	事業所は 上限額で い。	よ、 ご計算	「利用者負担 算することに 33	旦額」 こ注意	を国して	基 く						



ジ	者負担上限 ミ」を印刷し	額管理 たイメ 		結果票」能で印刷	を簡易入力シリするとこのよ	ベステムの帳票印刷機 うになります。	
	5	利用者負担。	上限額管理	結果票(都	寉認リスト)		
_					平成 21	年 7 月分	
	市町村番号 14	1044		指定事業所番号	1423456789		
受	給者証番号 12:	34567899	管 理	古学出 取75			
支約 氏	給決定障害者等 名 加	ながわじろう	事 業 者	争未有及び その事業所 の名称	かなかわ抽性まう 		
支》 障	給決定に係る 害児氏名						
	利用者負担上限月	月額1,500					
	3 利用者負担	国額の合算額が、	負担上限月額	夏を超過するた	この、下記のとる	おり調整した。	
	-75-142	١.	I	1	1		
利	項番 事業所番号	1	2				
利用者負担額計	項番 事業所番号 事業所名称	1 1423456789 かながわ福祉会ケ アホーム	2 1412345678 かながわ福祉 会 障害福祉サー ビス事業所				
利用者負担額計・調	項番 事業所番号 事業所名称 総費用額	1 1423456789 かながわ福祉会ケ アホーム 14,561	2 1412345678 かながわ福祉 会 障害福祉サー ビス事業所 110,92	9			
利用者負担額計·調整欄	項番 事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額	1 1423456789 かながわ福祉会ケ アホーム 14,561 1,457	2 1412345678 かながわ福祉 会障害福祉サー ビス事業所 110,92 1,500	9			
利用者負担額許・調整欄	項番 事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負担額	1 1423456789 かながわ福祉会ケ アホーム 14,561 1,457	2 1412345678 かながわ福祉 会障害福祉サー ビス事業所 110,92 1,500	9 9 8			
利用者負担額計·調整欄	項番 事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負担額	1 1423456789 かながわ福祉会ケ アホーム 14,561 1,457 1,457	2 1412345678 かながわ福祉 会障害福祉サー ビス事業所 110,92 1,500 4	9			
利用者負担額計・調整欄利用	項番 事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負担額 項番 事業所番号	1 1423456789 かながわ福祉会ケ アホーム 14,561 1,457	2 1412345678 かながわ福祉 会障害福祉サー ビス事業所 110,92 1,500 43	9			
利用者負担額計,調整欄利用者負担額集計	項番 事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負担額 管理結果後利用者負担額 事業所番号 事業所名称	1 1423456789 かながわ福祉会ケ アホーム 14,561 1,457	2 1412345678 かながわ福祉 会 障害福祉サー ビス事業所 110,92 1,500 41				
利用者負担額計,調整欄	項番 事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負担額 噴番 事業所番号 事業所名称 総費用額	1 1423456789 かながわ福祉会ケ アホーム 14,561 1,457 1,457	2 1412345678 かながわ福祉 会 障害福祉サー ビス事業所 110,92 1,500 4 1				
利用者負担額計,調整欄利用者負担額集計,調整欄	項番 事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負担額 資用番 事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 利用者負担額 利用者負担額 利用者負担額	1 1423456789 かながわ福祉会ケ アホーム 14,561 1,457 1,457	2 1412345678 かながわ福祉 会 障害福祉サー ビス事業所 110,92 1,500 41				
利用者負担額計,調整欄	項番 事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負担額 事業所名称 成費用額 1用者負担額 管理結果後利用者負担額 第二日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	1 1423456789 かながわ福祉会ケ アホーム 14,561 1,457 1,457	2 1412345678 かながわ福祉 会 障害福祉サー ビス事業所 110,92 1,500 4 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
利用者負担額計,調整欄利用者負担額集計,調整欄	項番 事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負担額 萬葉所番号 事業所名称 創用者負担額 「項番 事業所番号 事業所名称 「利用者負担額 「利用者負担額 「利用者負担額 「利用者負担額	1 1423456789 かながわ福祉会ケ アホーム 14,561 1,457 1,457	2 1412345678 かながわ福祉 会 障害福祉サー ビス事業所 110,92 1,500 43 	 		合計 125,490 2,957 1,500	
利用者負担額計・調整樹利用者負担額集計・調整樹	項番 事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負担額 事業所名称 総費用額 項番 事業所名称 総費用額 項番 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負担額	1 1423456789 かながわ福祉会ケ アホーム 14,561 1,457 1,457	2 1412345678 かながわ福祉 会 障害福祉サー ビス事業所 110,92 1,500 4 1 上記内容 平成	9 9 0 3 1 1 について確認し 年月	центроводина и славни и славн		
利用者負担額計,調整欄利用者負担額集計,調整欄	項番 事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理格果後利用者負担額 事業所番号 事業所名称 総費用額 利用者負担額 管理結果後利用者負担額 算用額 利用者負担額 管理結果後利用者負担額	1 1423456789 かながわ福祉会ケ アホーム 14,561 1,457 1,457	2 1412345678 かながわ福祉 会障害福祉サー ビス事業所 110,92 1,500 43 	8 9 0 3 3 コート・ フレンで確認し 年月		合計 125,490 2,957 1,500 里事業所はこの欄に利用	月者な

3. ~関係事業所と上限額管理事業所が「上限額管理事務支援シート(市 町村単独加算対応版)」と「利用者負担上限額管理結果票」から 「介護給付費・訓練等給付費明細書」を入力する方法~

()

- 上限額管理事業所は作成した「上限額管理事務支援シート(市町村単独加算対応 版)」と「利用者負担上限額管理結果票」を関係事業所に提出します。
- 2 上限額管理事業所と関係事業所はそれぞれ簡易入力システムで「介護給付費・訓練等 給付費明細書」の該当する欄に「上限額管理事務支援シート(市町村単独加算対応 版)」と「利用者負担上限額管理結果票」の額を転記すれば、入力は完成です。



例8から関係事業所(かながわ福 祉会 障害福祉サービス事業所)	
か作成した「介護縮付費・訓練寺 給付費等明細書入力画面」 かながや福祉会障害福祉サービス事業所	情報照会
受給者証番号 1234567899 かながわじろう 障害児氏名 市町村名 横浜市中区 助成自治体番号 141002 横浜市 地域区分 02 特甲 ① ¹ 世 豊 秀 世 音 里 雪 (5) 重し	登録
利用者負担上限月額① 1,500円 利用者負担上限額 指定事業所番号 1423456789 管理結果 3 管理結果額 43 円 就労継続支援A型減免対象者 無し 管理事業所 かながわ福祉会ケアホーム のながわ福祉会ケアホーム	<u> </u>
	削除
No. 2 ワービス裡現 ▲ サービス利用日数 日 給付単位数 単位 単位数単価 P/#位	戻る
	明編へ(2/4)
A空風光風光風水川者見垣額 円 正映網管理版作用者見垣額 円 決定利用者負担額 円 請求額給付費 円 請求額特別対策費 円 自治体助成分語或額 円	合計へ(4/4)
日本(本の)成(力)(前水(設) 日本(本の)(成(力)(前水(設)) 日本(本の)(成(力)(前水(設)) 日本(本の)(成(力)(前水(設)) 日本(本の)(成(力)(前水(設)) 日本(本の)(成(力)(前水(立))) 日本(本の)(成(力)(前水(立))) 日本(本の)(成(力)(前水(立))) 日本(本の)(成(力)(前水(立))) 日本(本の)(成(力)(前水(立))) 日本(本の)(成(力)(前水(立))) 日本(本の)(成(力)(前水(2))) 日本(本の)((((((((((((((((((((((((((((((((((明細追加
選 No. 種類 ジュー 給付 単位 給 総費用額 利用者 月額 事業者 減免後 調整 と服 1月額 計量 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1	明細修正
Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1) Image: Problem (1)	明細削除
5 3	明編クリア
例8から上限額管理事業所	
(かなかり福祉会りアホーム) ム)が作成した「介護給付 ^{給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三)} 集計情報 	情報照会
	 登録
利用者負担上限月額① 1,500 円 障害程度区分 区分4 管理事業所 かながわ福祉会ケアホーム	クリア
	削除
	戻る
No・ 2 サービス種類 ▼ サービス利用日数 日 給 付 単位 単位 単位 ●/#△ ・ ・ ・ ・ ●/#△ ●/#△ ●/#△	明編へ(2/4)
	合計へ(4/4)
上部調査:18:10:11:10:12:13:10:10:10:10:10:10:10:10:10:10:10:10:10:	明細追加
	明細修正
□ □ <th□< th=""> □ □ □ □<!--</td--><td>91101月11所 明治 クリア</td></th□<>	91101月11所 明治 クリア



●● 簡易入力システムの「介護給付費・訓練等給付費等明細書」の「日数情報」入力画面の「助成自治体番号」には何を入力すればいいの? ●●

市町村単独軽減により利用者の負担上限月額が国基準よりも低く設定されている場合、 簡易入力システムの「介護給付費・訓練等給付費明細書」の「日数情報」入力画面で 「助成自治体番号」を入力し、その上で「自治体助成分請求額」を入力しなければ、エ ラーになります。

横浜市、川崎市の区から支給決定を受けている利用者の場合はそれぞれ「横浜市 (141002)」「川崎市(141309)」の助成自治体番号を入力する必要があります。こ の時支給決定の区の番号を入力すると、請求情報は作成できますが、その後の請求エラ ー点検(電子請求受付システムに伝送後の請求のエラー点検)の際にエラーとされてし まいますのでご注意下さい。

その他の市町村から支給決定を受けている場合は、支給決定市町村の助成自治体番号 を入力します。

市町村単独軽減がない利用者の場合は「助成自治体番号」は何も入力しません。



4 参考

サービスの利用状況と上限額管理結果票の作成の要否は次の通りです。 (上限額管理事業所が上限額管理加算対象サービス事業所の場合)

	上限額 ^{管理車}	関係	事業所		答珥	加算	上限額		具体例	
項番	^{官理争} 業所の	利田	事業	状態	皆理結果	の 右毎	星三年四年二月二十二日	(]	上限月額を6,500円とし、級地区分は考 ない)	「慮してい
	利用	利用	所数			-H -W	成要否			
1										6,500円
								1	——未月万——;上限額官理加昇 :問係事業所分	150円 2 000円
									上限額管理事:上限額管理加算以外	2,000円 6,400円
2				上限額管理事業所分	1	有			業所分上限額管理加算	150円
				で工限処迴					関係事業所分	2,000円
									上限額管理事上限額管理加算以外	6,350円
3								~	▲ 美所分 上限額管理加算	150円
										2,000円
4		7	5				要	ィ	業所分 上限額管理加算	4,0001 J 150円
				上限額管理事業所分	_	+	~		関係事業所分	2,000円
				と関係事業所分を合	2	月			上限額管理事 上限額管理加算以外	4,350円
5	有			井してり工限以下					業所分 上限額管理加算	150円
									関係事業所分	2,000円
G								,		5,400円
0				上限額管理事業所分				1	· 未川刀 上限額官理加昇 朋友車業正公	150円 2 000円
				と関係事業所分を合	3	有				4 400円
7				算して上限超過					業所分 上限額管理加算	1, 1001 J
									関係事業所分	2,000円
				上限頞答理主業正公					上限額管理事上限額管理加算以外	6,500円
8				工限額官理事業所方で上限超過	無	無		イ	業所分 上限額管理加算	—
		ŧ	Ħ				不要		関係事業所分	-
0				上限額管理事業所分と思慮事業所分	细	400		1		6,350円
9				算しても上限以下	***	***		7		
				上限額管理事業所分						_
10				と関係事業所分を合	2	有		イ	業所分上限額管理加算	150円
			1	算しても上限以下					関係事業所分	6,000円
				上限額管理事業所分		_			上限額管理事上限額管理加算以外	—
11				と関係事業所分を合	3	有		イ	· 美所分 上限額管理加算	150円
				昇して工限起迴					图除事業所分 上四額等理由 上四額等理加質以及	6,400円
									工限額官理事 工限額官理加昇以外 業所分 上限額管理加質	一 150田
12								イ	國係事業所A分	3.000円
				上限額管理事業所分	_	+			関係事業所B分	3,000円
	400	古		と関係争耒所分を合	2	月	亜		上限額管理事 上限額管理加算以外	-
13	**	Ή		井してり工限以下			女		業所分上限額管理加算	150円
10			_					-	関係事業所A分	3,350円
			2						関係事業所B分	3,000円
			씨도						上限額管理事 上限額管理加算以外	— 1500
14								イ	: 木川刀 上限額管理加昇 問係事業所Δ分	100円 6 100円
				上限額管理事業所分					関係事業所B分	3,000円
				と関係事業所分を合	3	有		-	上限額管理事上限額管理加算以外	_
15				昇して上限但迥					業所分上限額管理加算	150円
10									関係事業所A分	3,500円
									関係事業所B分	3,000円

(この表は国の資料をもとに神奈川県で加工したものです。)



●● 上限額管理事業所の皆様へ ●●

関係事業所は「介護給付費・訓練等給付費明細書」の入力の際に、「上限額管理結果票」のどこの 額を入力したらよいのか分からなくなることもあるため、上限額管理事業所は、必要に応じて以下の 記入例を関係事業所にファックス等して下さい。

- 47ページの記入例 市町村単独軽減が設定されている利用者の場合
- 48ページの記入例 市町村単独軽減が設定されていない利用者の場合

関係事業所の請求担当者様

「上限額管理結果票」と「上限額管理事務支援シート(市町村単独軽減対応版)」の記 載内容について、以下の図を参考に「上限額管理結果」を「介護給付費・訓練等給付 費」入力画面へ入力して下さい。



関係事業所の請求担当者様

「上限額管理結果票」の記載内容について、以下の図を参考に「上限額管理結果」を 「介護給付費・訓練等給付費」入力画面へ入力して下さい。





利用者負担額一覧表

平成 年 月 日

(提供先)

		指定事業所番号					
殿	事業	住 所 (所在地)					
	有	電話番号					
		名 称					

下記のとおり提供します。

	平成			年			月分
--	----	--	--	---	--	--	----

項番	支給決定障害者等欄	
市町村番号	総費用額	
受給者証番号	利用者負担額	提供サービス
氏名		
市町村番号	総費用額	
受給者証番号	利用者負担額	提供サービス
氏名		
市町村番号	総費用額	
受給者証番号	利用者負担額	提供サービス
氏名		
市町村番号	総費用額	
受給者証番号	利用者負担額	提供サービス
氏名		
市町村番号	総費用額	
受給者証番号	利用者負担額	提供サービス
氏名		
市町村番号	総費用額	
受給者証番号	利用者負担額	提供サービス
氏名		
市町村番号	総費用額	
受給者証番号	利用者負担額	提供サービス
氏名		
市町村番号	総費用額	
受給者証番号	利用者負担額	提供サービス
氏名		
市町村番号	総費用額	
受給者証番号	利用者負担額	提供サービス
氏名		
市町村番号	総費用額	
受給者証番号	利用者負担額	提供サービス
氏名		

				利	川用	者	負	担	<u>]</u>	限額管理	結果	票					
												平成	4.7		年		月分
市町村番号										指定事業所番号							
受給者証番号									管理								
支給決定障害者等		-	• •			• •			事	事業所及び その事業所							
氏 名									 末 者	の名称							
支給決定に係る																	
障害児氏名																	
利用者負担上限月	額]											
利用者負担上限	額管	篈琈	11話!	果													

1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。

3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

क्ता	項番																	
利用	事業所番号																	
右負担額集計	事業所名称																	
• 調	総費用額																	
整欄	利用者負担額																	
们和	管理結果後利用者負担額																	

£ıl	項番																								
利用	事業所番号																								
者負担額集計	事業所名称																						Ê	計	
• 調	総費用額																								
整欄	利用者負担額																								
The	管理結果後利用者負担額																								
						Ŧ	:記	内叙	容に	2	いて	確	認し	ょし	った	0									
							平	成	:	年	F]	日	+	∮△シ	h.¢	·rzz/	± ≠	土灶	с г .	Þ				
							4	46						又	市石	尺化	-早1	百千	3 - 1	*17:	伯				



上限額管理事務に関して よくある質問

Æ

- Q1 上限額管理事務の受諾は事業所の任意ですか。また優先順位に関わらず、上限額管理 事業所になることは可能ですか。
- A1 居住系事業所、療養介護事業所は利用者負担額の管理が業務として位置づけられてい ますので、利用者から上限額管理の依頼があった場合は原則拒否することはできません。

他の日中活動系事業所、訪問系事業所のみ利用している場合は、国の優先順位に基 づき、受諾するのが原則ですが、利用者の希望等により優先順位にとらわれず、上限 額管理事業所になることは可能です。

- Q2 上限額管理者の優先順位について、同サービスで同時間契約の場合、どちらが管理者 となればよいのですか。
- A2 利用者、事業所で協議の上、いずれかが上限額管理者になって下さい。
- Q3 利用者が、新事業所と契約を結んだ場合で、優先順位が変更になった場合でも上限管 理者に変更は生じないのですか。
- A3 新たに契約を結んだ事業所が居住系事業所、療養介護事業所である場合は、上限額管理者は変更になります。新たに契約を結んだ事業所が日中系事業所や訪問系事業所の場合は、通常は上限額管理者の変更は必要ありません。利用者から上限額管理者の変更希望などがある場合は変更することも可能です。
- Q4 関係事業所の利用はあるが上限額管理事業所の利用がない場合、上限額管理事業所は 上限管理加算のみ請求することになるのですか。
- A4 お見込みのとおりです。

- Q5 上限額管理後ある一法人が過誤再請求をして、請求額、自己負担額が既に請求した額 よりも下回った場合、他の関係事業所はどのような対応になるのですか。
- A5 上限額管理結果後に、1つの関係事業所が過誤請求をすることで、他の関係事業所の利用者負担額が変更になる場合は、他の関係事業所も過誤再請求となります。ただし、
 1 つの関係事業所が過誤再請求を行っても他の関係事業所の利用者負担額に変更のない場合は、他の関係事業所は過誤再請求は行いません。
 関係事業所が過誤再請求を行う場合は、上限額管理事業所から訂正した「利用者負担
 担上限額管理結果表」を伝送してもらう必要があります。
- Q6 利用者が介護給付費等の居宅介護と地域生活支援事業の移動支援を利用する場合、上 限額管理を行う必要がありますか。
- A6 居宅介護と移動支援を利用する場合で、居宅介護が1事業所のみの利用である場合は、 上限管理は行いません。
- Q7 上限額管理対象者の認定を受けた利用者で、当該月に1事業所しか利用しなかった場合上限額管理は行わなければならないのですか。
- A7 ある月の利用が上限管理事業所のみの場合は「上限額管理結果表」の送信は必要ありません。その場合は介護給付費・訓練等給付費等請求明細書情報の日数情報の『上限額管理事業所-「指定事業所番号」「管理結果」「管理結果額」』欄は入力しません。 当該入力欄を入力した場合は「上限額管理結果票」を送信する必要があります。

Q8 関係事業所での利用が全くなかった場合、その月は上限額管理事業所に「利用者負担 額一覧票」は提出しなくてもよいでしょうか。

A8 利用がなかった旨は上限額管理事業所に伝えてください。利用者負担一覧票の提出は なくてもよいと考えています。

- Q9 平成21年9月までの取り扱いで、「上限額管理加算」を算定しない状態で「利用者 負担上限額管理結果」が「3」になった場合「上限額管理加算」を計上し、再度「総費 用額」と「利用者負担額」を算出し、管理結果後利用者負担額を再計算しますが、「上 限額管理加算」を計上することで上限額管理事業所のみの利用者負担額が月額上限を超 えてしまい、関係事業所との間に利用者負担額の実質的な調整が発生しなくなる場合も あります。その場合も「上限額管理加算」を計上してよいのでしょうか。
- A9 お見込みの通りです。

Q10 上限額管理結果票は事業所で保管しなければなりませんか。

- A10 利用者に対するサービス提供に関する諸記録は 5 年間保管することが義務付けられ ていますので、上限額管理結果票も同様に保管して下さい。
- Q11 請求を行った結果「EG17(上限額管理対象外の受給者です)」というエラーが出て しまいました。どのように対応したらよいでしょうか。
- A11 受給者証によりその利用者が上限額管理対象者であるか確認して下さい。 上限額管理対象者であった場合は、請求情報を作成する際に入力した受給者番号に 入力ミスがないか確認して下さい。それでもなお、エラーの原因が不明である場合は、 上限額管理対象者として受給者台帳に登録されているか、支給決定市町村に確認して 下さい。

上限額管理対象者でない場合は、請求情報に上限額管理事業所番号が設定されてい ることが原因ですので、簡易入力システムの「基本情報設定」の「受給者情報入力」 画面で利用者負担上限額管理を「無し」にして下さい。

- Q12 請求を行った結果「EG05(上限額管理事業所として登録されていません)」という エラーが出てしまいました。どのように対応したらよいでしょうか。
- A12 簡易入力システムの「基本情報設定」の「受給者情報入力」画面で上限額管理事業 所の事業所番号が正しく入力してあるか確認してください。地域生活支援事業所の事 業所番号を入力した場合は、たとえ番号自体は正しく入力していてもエラーになりま すのでご注意下さい(地域生活支援事業所は上限額管理事業所にはなりません)。

- Q13 請求を行った結果「EJ13(管理結果額が上限額管理後利用者負担額と一致しません)」というエラーが出てしまいました。どのように対応したらよいでしょうか。
- A13 「介護給付費・訓練等給付費等明細書」入力画面で「管理結果額」と「上限額管理 後利用者負担額」の値が等しくなるように入力して下さい。次に、「上限額管理後利用 者負担額」と「決定利用者負担額」が等しくなるように入力してください。また「決 定利用者負担額」が「利用者負担上限月額」を超えていなことを確認してください。
- Q14 請求を行った結果「EJ16(管理結果と管理結果額の関係が不正です)」というエラ ーが出てしまいました。どのように対応したらよいでしょうか。
- A14 次の表を参考にしてください。

エラーコードEJ16の解消方法

上限額管理事業所においてEJ16が発生した場合

管理結果 「1」		「利用者負担上限月額①」が正しいことを受給者証で確認し、「管理結果額」と「利用者負担上限月額 ①」が等しくなるように入力して下さい。
管理結果 _ 「2」 管理結果 _ 「3」	A型減免 を実施し ている	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」のどちらか、または両 方の値が誤っている可能性があります。 「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」が等しくなるように入力し て下さい。
	A型減免 を実施し ていない	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整(①②の内少ない数)」のどちらか、また は両方の値が誤っている可能性があります。 「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整(①②の内少ない数)」が等しくなるように入 カして下さい。
	A型減免 を実施し ている	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」のどちらか、または両 方の値が誤っている可能性があります。 「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」が等しくなるように入力し て下さい。
	A型減免 を実施し ていない	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整(①②の内少ない数)」のどちらか、また は両方の値が誤っている可能性があります。 「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整(①②の内少ない数)」が等しくなるように入 カして下さい。

関係事業所においてEJ16が発生した場合

管理結果 「1」		 管理結果が「1」の場合	は、「管理結果額」に「0」を入力して下さい。
A を 「 2」 A	A型減免 を実施し	「A型減免・減免後利用 者負担額」が「利用者負 担上限月額①」よりも大 きい場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」のどち らか、または両方の値が誤っている可能性があります。 「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」が等しくな るように入力して下さい。
	ている	「A型減免・減免後利用 者負担額」が「利用者負 担上限月額①」以下の場 合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担 額」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。 「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」 が等しくなるように入力して下さい。
	A型減免 を実施し	「上限月額調整(①②の 内少ない数)」が「利用 者負担上限月額①」より も大きい場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」のどち らか、または両方の値が誤っている可能性があります。 「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」が等しくな るように入力して下さい。
	ていない	「上限月額調整(①②の 内少ない数)」が「利用 者負担上限月額①」以下 の場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整(①②の内少ない数)」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。 「管理結果額」と請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整(①②の内少ない数)」が等しくなるように入力して下さい。
	A型減免	「A型減免・減免後利用 者負担額」が「利用者負 担上限月額①」よりも大 きい場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」のどち らか、または両方の値が誤っている可能性があります。 「管理結果額」が請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」以下になる ように入力して下さい。
管理結果	ている	「A型減免・減免後利用 者負担額」が「利用者負 担上限月額①」以下の場 合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります。 「管理結果額」が請求額集計欄・合計欄の「A型減免・減免後利用者負担額」 以下になるように入力して下さい。
管理結果 「3」 	A型減免 を実施し	「上限月額調整(①②の 内少ない数)」が「利用 者負担上限月額①」より も大きい場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」のどち らか、または両方の値が誤っている可能性があります。 「管理結果額」が請求額集計欄・合計欄の「調整後利用者負担額」以下になる ように入力して下さい。
	ていない	「上限月額調整(①②の 内少ない数)」が「利用 者負担上限月額①」以下 の場合	「管理結果額」または請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整(①②の内少ない数)」のどちらか、または両方の値が誤っている可能性があります 「管理結果額」が請求額集計欄・合計欄の「上限月額調整(①②の内少ない 数)」以下になるように入力して下さい。